

平成24年度定期監査指摘事項に対する措置内容について（都市整備部）

指摘事項の要旨	措置内容
<p>1 加西市営駐車場の使用手続について</p> <p>加西市駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項よると、店舗等納付車両の定期駐車をしようとする店舗等は、定期駐車申請書を市長に提出しなければならない。しかし、加西市駐車場条例第6条の2及び規則第3条第3項に従い、店舗等納付車両に係る定期駐車使用料を徴収しているにもかかわらず、当該店舗等から定期駐車申請書の提出を受けていなかった。</p> <p>本件使用手続について、規則に則した適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>ご指摘により、現在当該店舗より定期駐車申請の提出を受けております。今後は、規則に即し、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>
<p>2 原材料の在庫管理について</p> <p>原材料に関して、受け入れの際には納品伝票をもとに検収し、払い出しの際には計量伝票の作成がされているが、残量についての把握が十分ではない状況である。</p> <p>原材料の残量の把握に努めることにより、原材料の在庫管理方法の改善を図られたい。</p>	<p>原材料の残量については、在庫管理簿等による管理に努めてまいります。</p>
<p>3 指定管理者に対するモニタリングについて</p> <p>指定管理者からの月例業務報告書を確認したところ、翌月の10日までに報告を受けているとのことであったが、受付印の押印がなかったため、受付日を確認できなかった。</p> <p>月例業務報告書に基づく指定管理者の業務の確認は、モニタリングにおいて重要な手続の一つである。したがって、適正な月例業務報告書の実施することにより、モニタリングの充実を図られたい。</p>	<p>指定管理者には、月例業務報告書の提出日の記入を徹底し、提出に合わせ、市担当課の受付印を押印いたします。</p> <p>また、「指定管理者の管理運営に関するチェックシート」を活用することで、月例業務報告書の内容の確認を行い、適正な業務遂行状況の把握をいたします。</p>